

●防災減災・災害復興に関する学術連携委員会設置要綱

〔平成29年10月4日
日本学術会議第255回幹事会決定〕

(設置)

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、防災減災・災害復興に関する学術連携委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2 委員会は、自然環境・ハザード観測、防災・減災、救急・救助・救援、復旧・復興の研究に関わる日本学術会議協力学術研究団体を含めた国内外の学術団体や研究グループ（以下「災害研究学術団体等」という。）との平常時、緊急事態時における連携の在り方に関する事項を審議する。

(組織)

第3 委員会は、20名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第4 委員会は、平成30年3月31日まで置かれるものとする。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

平成 29 年 10 月 4 日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が、科学に関する重要事項、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり課題別委員会の設置を提案します。

記

1. 提案者 山極 壽一（会長）
2. 委員会名 防災減災・災害復興に関する学術連携委員会
3. 設置期間 幹事会承認日から平成 30 年 3 月 31 日

4. 課題の内容

（1）課題の概要

日本および世界の防災減災が喫緊の課題となっている。防災減災・災害復興の推進には、地震、津波、火山、活断層、地球観測、気象、地盤、耐震工学、耐風工学、機械制御工学、水工学、火災、防災計画、防災教育、救急医療、看護、環境衛生、都市計画、土木、建築、農山漁村計画、森林、海洋、地理、経済、情報、エネルギー、歴史、行政など、多くの研究分野が関係する。

一方、学問の世界は専門分化がすすみ、他の専門の活動に関心が薄れ、他分野の研究・活動を暗黙に信頼することが多くなり、重要な議論はそれぞれの分野内で行われがちである。加えて、全体を統合する力も弱くなっている。防災対策は、専門分野の枠をこえて、理工系だけでなく社会経済や医療も含めて総合的かつ持続的に取り組む必要がある。これらの研究は専門分野ごとに深めるだけでなく、異なる分野との情報共有や平常時の交流を活発化させる必要がある。さらに、研究成果が国や地域の防災・減災対策に反映されるように、行政組織との連携を取ることも求められている。

東日本大震災を契機に、日本学術会議土木工学・建築学委員会が幹事役かつ要になり「東日本大震災の総合対応に関する学協会連絡会」を平成 23 年に設立し、30 学会による学術連携が進められてきた。

日本学術会議は、平成 26 年 2 月に「緊急事態における日本学術会議の活動に関する指針」を制定した。これに則り、平成 27 年 7 月に日本学術会議幹事会附置委

員会として「防災減災・災害復興に関する学術連携委員会」が設置され、平成 27 年 8 月の組織変更により課題別委員会の一つとなり、「自然環境・ハザード観測、防災・減災、救急・救助・救援、復旧・復興の研究に関わる日本学術会議協力学術研究団体を含めた国内外の学術団体や研究グループとの平常時、緊急事態時における連携の在り方について検討すること」を目的として活動している。

日本学術会議を要に進められてきた 30 学会による学際連携は、本委員会の設置と呼応するように、地震や津波だけでなく多くの自然災害への防災減災・災害復興を対象にして、より広い分野の学会の参画を得ながら、研究成果を災害軽減に役立てるため、平成 28 年 1 月に発展的に「防災学術連携体」として創設された。

本委員会は、この防災学術連携体と連携して平常時から学会間の連携を深め、大災害等の緊急事態時には、学会間の緊急の連絡網として機能するべく備え、平常時から政府・自治体・関係機関との連携を図り、防災減災に役立てると共に、緊急事態時に円滑な協力関係が結べるように備える活動を行う。大災害への備えと対応は長期にわたるため、本委員会は基本的に継続性のある活動が必要である。

（２）審議の必要性

日本学術会議は先に述べたように、東日本大震災の体験を経て、大規模自然災害の発生時など緊急事態時において、学術の知見を的確に活用することが必要との観点から「緊急事態における日本学術会議の活動に関する指針」（平成 26 年 2 月 28 日日本学術会議第 188 回幹事会決定）を作成した。その中で、緊急事態時には、幹事会を中心とした緊急事態対策委員会を設置して、声明・提言等の表出、政府への協力や連携、社会との連携、さらに関連分野の研究者との幅広い連携を行うことを定め、本委員会の活動を開始した。

特に、日本学術会議が関連分野の研究者、あるいは学協会と連携して活動することは、政府や社会との協力や連携の基盤となるものである。このような観点から、本委員会は防災減災・災害復興に関して、防災学術連携体などの自然環境・ハザード観測、防災・減災、救急・救助・救援、復旧・復興の研究に関わる日本学術会議協力学術研究団体を含めた国内外の学術団体や研究グループとの平常時、緊急事態時における連携の在り方について、検討する必要がある。

本委員会は、自然災害の発生時に緊急に行動を開始する必要がある、第 23 期から第 24 期の間空白の期間がないことが望まれる。さらに第 24 期初頭に計画している 2 つの公開シンポジウムの主催母体になっていることもあり、第 24 期の初めに 6 ヶ月の期間を限定してでも本委員会の設置が必要である。日本学術会議の第 24 期の体制が整った段階で、ここで述べている防災に関わる学術連携を支える新たな形の委員会の設置が必要と考える。

（３）日本学術会議が過去に行っている検討や報告等の有無

戦後に設立された日本学術会議は、人々が安心して暮らせる安全な国土と社会を構築することにおいても大きな役割を持ち、国内に生じた大きな自然災害の度に重

要な提言を公表し、これに応じて産官学は研究開発を進め、徐々にではあるが同じ災害は起きないようにとの努力を続けてきた。第23期だけでも、自然災害・防災・復旧復興に関する提言は多く発出されている。

(4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミーの関連する報告等の有無

- ① 本委員会の活動の源流は、東日本大震災の後に日本学術会議を要として活動してきた防災に関わる学会連携「東日本大震災の総合対応に関する学協会連絡会」であり、2012年5月には学会連携の防災に関わる提言を発し、国土交通大臣、文部科学大臣などに手交した。
- ② 平成26年11月の防災に関わる仙台会議では、英文の声明をまとめ、世界に発信した。
- ③ 平成28年4月14日と16日に起きた熊本地震災害の後、4月18日に防災学術連携体の学会とともに共同記者会見を行い、5月2日に緊急報告会を開催し、7月16日に3ヶ月報告会、平成29年4月には一周年報告会を熊本県庁にて開催した。
- ④ 平成28年5月10日に、熊本地震に関する見解を世界に発信するために、日本学術会議会長の英文談話を、防災学術連携体代表幹事とともに発表した。

(5) 各府省等からの審議依頼の有無

- ① 内閣府のもとに設けられた防災推進国民会議は、我が国の主要な約50の団体、組織の長が議員に就任しているが、学術分野では、日本学術会議会長と防災学術連携体代表幹事の2名が議員を務めている。本委員会はこの活動を支える重要な機能を有している。
- ② 防災減災・災害復興には多くの市町村、都道府県から府省まで多くの行政が関わっている。これらから直接の依頼はないが、本委員会の活動ではこれらの行政と常に連携をとる必要があり、これまでも連絡を取りながら活動してきた。

5. 審議の進め方

(1) 課題検討への主体的参加者

多くの分野の専門家が必要である。防災減災・災害復興に関連する第三部関係の専門家が相対的に多くなるであろうが、分野横断的な議論ができる構成とすることが必要である。

(2) 必要な専門分野及び構成委員数

多くの専門分野から選出する会員、連携会員、計20名以内。

(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

- ① 内閣府のもとに設けられた防災推進国民会議の学術分野からの議員として日本学術会議会長と防災学術連携体代表幹事が議員を務めており、この活動を充実さ

せる必要がある。

- ② 平成 29 年 11 月 26 日と 27 日に仙台にて開催される第 2 回防災推進国民大会において、本委員会と防災学術連携体との共同主催により、2 つの公開シンポジウム及びポスターセッションを開催する。
- ③ 平成 29 年 12 月 20 日に開催される公開シンポジウムを実行する。
- ④ 防災学術連携体と協力して平成 30 年度の防災減災・災害復興に関わる分野の活動計画を立てる。
- ⑤ 本委員会は、先にも述べたが「緊急事態における日本学術会議の活動に関する指針」に対応した活動を行っており、日本学術会議を要にして進む学会の垣根を超えた学術連携は継続的に行う必要がある。ただし、現状の組織は、3 年が期限の課題別委員会であり若干不安定である。災害対策は長期に亘るため、この 6 ヶ月の期限の間に安定的な委員会の仕組みを検討する。

6. その他課題に関する参考情報

以下の事項について、必要な審議を行う。

1. 「緊急事態における日本学術会議の活動に関する指針」に基づく、「防災学術連携体」などの災害研究学術団体等との緊急事態における連携に関する事項
2. 「緊急事態における日本学術会議の活動に関する指針」に基づく、「防災学術連携体」などの災害研究学術団体等との平常時からの連携に関する事項
3. 平常時、緊急事態時における、日本学術会議及び「防災学術連携体」などの災害研究学術団体等と、政府関係機関との協力・連携の在り方に関する事項